

一般社団法人日本クリケット協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://cricket.or.jp/about-jca/public-information>

[審査通し番号]欄における背景色が青色のセルは遵守済み、オレンジは未遵守、灰色は適合せず、となっている。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 2017年に2018-2022年の五ヵ年戦略を策定し公表をしている。 https://cricket.or.jp/the-jca-5-year-strategy_2018_2022 (2) 策定にあたっては、5回のワークショップを開催し、理事、職員、選手、その他ステークホルダー等の方々に参加して頂きた。そこでの意見を集約し、年齢、性別、国籍を超えた様々な意見を取り入れた戦略となった。	日本クリケット協会5ヵ年戦略 2018-2022
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	5ヵ年戦略の中で「人(人材育成)」について重点戦略と位置付け取り組んでいる。	日本クリケット協会5ヵ年戦略 2018-2022
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	大まかな5ヵ年財務計画(2016-2020)を策定し取り組んでいるが、外部公開用の資料としては作成していない。 2021-2025の計画について、 2021年6月末までに外部公開する事とする。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な	2021年3月1日現在、外部理事100%(5名中5名)、女性理事20%(5名中1名)となっている。 引き続き目標達成に向けて取り組んでいる。	役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	一般社団法人の為に適合しない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2021年3月よりアスリート委員会規程に基づき、アスリート委員会の運用を開始した。	アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事の人数を3人から7人と定款で定めており、コンパクトな運営を心掛けている。役員推薦委員会による選考により、必要なスキルを有するかは適切に判断されている。	定款 役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	定款において理事の就任時の年齢上限を70歳としている。	定款
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	定款において理事の任期は連続10年と規定している。また、理事の定年を80歳と規定している。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	定款

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員等候補推薦委員会を設置している。 執行権限を持たない当協会会長、元IF地域担当部長、元理事長、NF会員(加盟協会役員)で構成されている。 委員、理事会、事務局から理事推薦候補を受け、該当委員会で必要なスキルを有するのかわ確認をし、理事会の承認を経て総会にて選挙が行われる。	役員等候補推薦委員会規則
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	諸規程を整備している。 その他必要となる諸規程については策定を進めている。	就労規則 職務権限規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	諸規程を整備している。 その他必要となる諸規程については策定を進めている。	就労規則
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	諸規程を整備している。 その他必要となる諸規程については策定を進めている。	就労規則 職務権限規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款において役員は無報酬と定義している。	定款
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	策定を進めている。 2022年末までに整備する事とする。	
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	策定を進めている。 2022年末までに整備する事とする。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	協会Webサイト(https://cricket.or.jp/national-teams)にて公開している。	日本代表強化選手団選考資格および選考基準
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	アンパイアパネルという審判員の専門委員会を設置している。 アンパイアパネルへの任命についての規程は 2021年末までに整備する事とする。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士を通じて法務相談ができる環境となっている。	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	理事や顧問弁護士が中心となり、コンプライアンス委員会の設置を進めている。 2021年末までに運用を開始する事とする。	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	同上	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	理事会においてIFからの講師を紹介して頂き講習会を行った事はあるが、定期的な実施には至っていない。 定期的な開催が可能かも含めて検討をする。 2022年末までに教育体制を整える事とする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	招集された最初の合宿においてコンプライアンスに関わる講習を行っている。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	毎年開催させているアンパイア講習会においてコンプライアンス教育を実施する方向で検討をしている。 2022年からの実施する事とする。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律に関しては顧問弁護士に相談できる体制になっている。 税務、会計に関しては公認会計士のサポートを得られる体制になっている。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	監事は公認会計士が務めており、中間監査、期末監査を実施している。	役員名簿
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金を使用していない為、適合しない。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	協会Webサイト内(https://cricket.or.jp/about-jca/public-information)にて公開している。	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	協会Webサイト内(https://cricket.or.jp/national-teams)にて公開している。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	協会Webサイト内(https://cricket.or.jp/about-jca/public-information)にて公開している。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	理事会においては理事会マニュアルに利益相反に関する条項を規定している。 職員・選手に関しては次項におけるポリシーにおいて管理する事とする。	理事会マニュアル
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを策定し、運用する方向で進めている。 2021年末までに整備するものとする。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報窓口を設置し、顧問弁護士が運用できる様な体制を構築している。 2021年中の運用開始を目指している。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	同上	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰制度に関する規程の作成に取り掛かっている。 2021年末までに運用する事とする。	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	同上	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を定めている。	スポーツ仲裁に関する規則
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	まだ該当者がでていない。 対象となる事象が発生した場合には、必ず告知する事とする。	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	スポーツ仲裁機構にモデル危機管理マニュアルを参考に策定を進めている。 2021年末までに整備する事とする。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去に不祥事等における危機管理が発生する事態にはなっていない。 今後に加え 2021年末までに体制構築の準備を進める事とする。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	同上	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	毎年開催している地域協会会議にてガバナンスについての時間を設け、 2022年から実施する事とする。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	同上	